

平成 28 年度福岡市包括外部監査報告書（概要版）

福岡市包括外部監査人 小淵 輝生

平成 28 年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1. 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	基金の管理と運用について並びに福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について
選定理由	<p>(1) 基金の管理と運用について 福岡市の基金は、平成 27 年度では 36 基金存在しており、平成 27 年度末時点の残高総額は 2,000 億円超である。福岡市の平成 27 年度一般会計予算（当初）は 7,819 億円であり、予算規模を踏まえると福岡市の財政に占める重要性は高いと考えられる。 また、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化に伴う更新費の増加等、財政状況が厳しさを増す中で、基金を如何に管理及び運用するかは、歳入確保の観点から、重要な課題のひとつである。このため、福岡市では、平成 25 年度に策定した行財政改革プランの中で、基金の有効活用が市債残高の縮減、市債発行の抑制の項目に掲げられている。 このような状況を踏まえ、基金の管理と運用について検討することは、今後の適正な行財政に資するものであると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。</p> <p>(2) 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について 福岡市モーターボート競走事業は、船舶・海事に関する事業振興や、地方財政の改善を図ること等を目的に行われており、昭和 28 年 9 月の開設以来、一般会計への繰入金累計額は、約 2,781 億円（平成 27 年度末）と、福岡市の財政に大きく貢献してきた。 一方で、ボートレース福岡の入場者数は減少傾向にあり、その結果、平成元年の総売上額 1,044 億円に対し、平成 27 年度の総売上額（決算）357 億円と、大きく落ち込んでいる。また、施設の老朽化が進み、改修が必要な箇所が生じている等、福岡市モーターボート競走事業は様々な課題に直面している。 福岡市は、以上の状況を踏まえ、平成 28 年 3 月に「ボートレース福岡 経営計画 平成 28 年度～平成 32 年度」を公表した。当該計画では、特別観覧施設「ROKU」の新設による集客力の向上、東スタンドのリニューアルをはじめとする老朽化への対応、地方公営企業会計への移行による財政状態・経営成績の把握等、様々な施策が打ち出されている。 このような状況を踏まえ、福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について検討することは、市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。</p>
監査の対象	<p>(1) 基金の管理と運用について 福岡市の基金のうち、平成 27 年度に存在する全ての基金を対象とした。 (2) 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について 福岡市モーターボート競走事業を対象とした。</p>
監査対象期間	原則として平成 27 年度（平成 28 年度及び平成 26 年度以前の過年度も含む。）
監査の視点	<p>(1) 基金の管理と運用について、次の視点により監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の管理及び運用に関する事務は適切に行われているか。 ・基金の目的及び規模は市民のニーズや市の担うべき役割等に適合しているか。 ・基金は目的に従い有効に活用されているか。 <p>(2) 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について、次の視点により監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モーターボート競走事業に係る契約、資産、労務等の管理が法令等に準拠して適切に行われているか。 ・モーターボート競走事業に係る内部統制が適切に整備され、運用されているか。 ・モーターボート競走事業の経営状況の把握・分析、計画の進捗管理が適切に行われているか。 ・モーターボート競走事業が効果的かつ効率的に経営されているか。 ・過去に実施された監査等の結果に係る措置等が適切に実施されているか。

2. 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 小渕 輝生
包括外部監査人補助者	公認会計士 6 名（うち行政実務経験者 1 名）、公認会計士試験合格者 1 名、アシスタント 1 名

3. 報告書の構成

I 監査の概要（テーマ、方法、実施期間、実施者等）	1 ページ～ 3 ページ
II 監査対象の概要（市の状況）	4 ページ～ 7 ページ
III 基金の管理と運用について	8 ページ
第1 監査対象の概要	8 ページ
1. 基金制度の概要、2. 福岡市の基金制度の概要	8 ページ～ 12 ページ
第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	13 ページ
1. 監査の視点、2. 実施した監査手続、	13 ページ～ 15 ページ
3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項	15 ページ
4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	16 ページ～ 18 ページ
5. 基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	19 ページ～ 32 ページ
6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	33 ページ～190 ページ
IV 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について	191 ページ
第1 監査対象の概要	191 ページ
1. モーターボート競走事業の概要	191 ページ～197 ページ
2. 福岡市モーターボート競走事業の概要	197 ページ～211 ページ
第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	212 ページ
1. 監査の視点、2. 実施した監査手続、	212 ページ～213 ページ
3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項	213 ページ
4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	213 ページ～214 ページ
5. 福岡市モーターボート競走事業に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	215 ページ～259 ページ

4. 報告書の要約

I 監査の概要（省略）

II 監査対象の概要

1. 市の状況（省略）

III 基金の管理と運用について

第1 監査対象の概要

1. 基金の制度（省略）

2. 福岡市の基金制度の概要

(1) 福岡市が設置している基金の一覧

平成 27 年度に市が設置していた基金の、局別の基金数は次のとおりであり、全ての基金を監査対象としている。

<監査対象とした局別の基金数>

所管	基金数	所管	基金数	所管	基金数
(1) 財政局	7 基金	(5) 環境局	2 基金	(9) 消防局	1 基金
(2) 市民局	2 基金	(6) 経済観光文化局	3 基金	(10) 水道局	3 基金
(3) こども未来局	2 基金	(7) 住宅都市局	6 基金	(11) 交通局	1 基金
(4) 保健福祉局	6 基金	(8) 港湾空港局	3 基金	合計	36 基金

(2) 基金の運用について（省略）

(3) ふくおか応援寄付について（省略）

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点（省略）

2. 実施した監査手続

(1) 監査の概要把握

基金の概要（名称、造成目的、財源、直近の金額推移等）を把握するため、「基金概要調書」フォーマットを監査人側で作成し、各基金の所管部署に inputs を依頼した。

(2) 基金を所管する部署への質問及び資料の閲覧

基金を所管する各部署に対し、基金概要調書に加えて、①基金の管理及び運用に関する資料、②基金を財源とした事業に関する資料を閲覧及び内容に関する質問を実施した。

(3) その他（省略）

3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項（省略）

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 監査の結果及び意見の記載方法（省略）

(2) 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<基金の管理と運用における監査の結果及び意見の件数>

区分	結果	意見
基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	1件	2件
各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	4件	31件
合計	4件	33件

(3) 監査の結果及び意見の項目

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

項目	ページ
①（意見）基金のあり方及び有効活用に係る全庁的な検討について	19
②（意見）寄付金を財源とする基金に係る情報開示の拡充について	30

<各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

項目	ページ
(1) 福岡市財政調整基金	
①（意見）基金の処分内容の具体化及び取崩額根拠の明確化について	34
(2) 福岡市庁舎建設等資金積立金	
①（意見）基金の計画的な積立の検討について	38
(3) 福岡市市債管理基金（意見なし）	
(4) 福岡市地域の元気臨時基金（意見なし）	
(5) 福岡市土地開発基金	
①（結果）事業計画の明確化について	47
②（意見）基金の積立額根拠の明確化について	48
(6) 福岡市財産区基金	
(7) 福岡市脇山財産区基金	
①（意見）交付金の使途に関する基準の明確化について	57
(8) 福岡市NPO活動支援基金	
①（結果）実績報告書の適切な確認の実施について	62
(9) 福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金	
①（意見）基金のシミュレーションの実施及び事業選定指針等の明確化による基金の有効活用について	66
②（意見）ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について	66
(10) 福岡市子ども未来基金	
①（結果）ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について	69
②（意見）基金のシミュレーションの実施及び事業選定指針等の明確化による基金の有効活用について	70

項目		ページ
(11)	福岡市立中央児童会館基金	
	①（意見）委託事業の仕様書の一部が実施されなかった場合の適切な対応について	74
	②（意見）より有効な活用方法を含めた基金のあり方の検討について	75
	③（意見）館外活動業務の公募の必要性について	76
(12)	福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金	
	①（意見）国民健康保険高額療養費貸付事業関連書類の新様式使用の徹底について	79
	②（意見）基金額の見直し及び高額療養費貸付制度の利用実人数の把握について	80
(13)	福岡市健康づくり基金	
	①（意見）基金の用途に係る情報開示の拡充について	84
(14)	福岡市介護保険資金貸付基金	
	①（意見）基金額の見直しについて	90
(15)	福岡市介護給付費準備基金（意見なし）	
(16)	福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	
	①（結果）基金の運用利息における用途の明確化について	99
(17)	福岡市地域保健福祉振興基金	
	①（意見）福岡市地域保健福祉振興基金事業の目標設定の見直しについて	103
	②（意見）基金の元本取崩の検討について	105
(18)	福岡市環境市民ファンド	
	①（意見）住宅用太陽光発電システムに対する補助制度の改変について	110
(19)	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	
	①（意見）事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援に係る補助金の活用について	116
(20)	福岡市音楽産業振興基金	
	①（意見）基金の有効活用内容の具体化について	121
(21)	福岡城整備基金	
	①（意見）目標額達成方法の拡充について	126
(22)	福岡市競艇事業積立金	
	①（意見）取り崩した競艇事業積立金の一般会計への繰り入れ等の検討について	130
(23)	福岡市営住宅基金	
(24)	福岡市営住宅修繕基金	
	①（意見）市営住宅等に係る更新費用シミュレーションを踏まえた基金の積立について	138
(25)	福岡市営住宅敷金基金	
	①（意見）基金運用利息の用途の整理及び決裁文書の保存について	146
(26)	福岡市伊都土地区画整理事業基金（意見なし）	
(27)	福岡市都市景観形成基金	
	①（意見）都市景観形成基金の活用方針の明確化について	152
(28)	福岡市みどりの基金	
	①（意見）実施事業の成果の把握及び評価並びに基金利用に係る妥当性の検討について	156
(29)	福岡市港湾環境整備保全基金	
	①（意見）基金の今後の活用方針又は必要に応じて廃止等の検討について	162
(30)	福岡市港湾整備事業基金（一般会計分）	
	①（意見）事業継続のための財源確保の検討について	165
(31)	福岡市港湾整備事業基金（港湾整備事業特別会計分）	
	①（意見）余剰基金に係る有効活用の検討について	169
(32)	福岡市消防救急基金（意見なし）	
(33)	福岡市水道事業建設改良基金	
(34)	福岡市水道事業減債基金	
	①（意見）利用実態及び将来計画のない基金の廃止の検討について	179
(35)	福岡市水道水源かん養事業基金	
	①（意見）事業継続のための基金の新規積立方策等の検討について	185
(36)	福岡市高速鉄道建設基金	
	①（意見）事業実施部局による基金に係る計画立案の必要性について	190

5. 基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

項目	① (意見) 基金のあり方及び有効活用に係る全庁的な検討について	ページ	19～29
現 状	<p>基金の管理や運用については各基金条例で定められているが、具体的な活用内容については各所管部署に任せられている。</p> <p>当年度の監査において、基金に関する資料の閲覧及び質問を行った結果、基金のあり方及び有効活用に関して、改善が望まれる事項が複数発見された。</p>		
意 見	<p>環境の変化等に伴い有効に活用していると言いきれない基金、金額を見直すべき基金や廃止を検討すべき基金などが存在しているのが実情である。</p> <p>市は、基金が有効活用されているか、環境の変化に伴い必要性に疑義が生じている基金はないかなどの観点から、定期的な見直しを行うことが望まれる。</p> <p>また、基金に関連する事業の定期的な見直しに当たり、全庁的な見直しを行うための仕組みを構築し、各基金をゼロベースで見直す体制を整えていくことが望ましい。</p>		
項目	② (意見) 寄付金を財源とする基金に係る情報開示の拡充について	ページ	30～32
現 状	<p>基金の中には、寄付金を積立財源としているものが複数あり、特にふくおか応援寄付金を財源としている基金については、ふくおか応援寄付ホームページ等を通じて寄付金額やその用途等の情報が開示されている。</p> <p>しかし、情報開示について、より正確性を期すべきと考えられる基金や内容をより拡充すべきと考えられる基金が発見された。</p>		
意 見	<p>市は、寄付金を積立財源とする基金について、寄付者にとって有益な情報となるよう、また、新規の寄付へのインセンティブにつながるよう、積極的に情報開示を図る姿勢が望まれる。</p> <p>ふくおか応援寄付のホームページが寄付を募るアピールの場であることを考えれば、市は、「寄付金はどのように活用されるか」などより具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図ることが有効であると考えられる。</p>		

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

基金名称	(1) 福岡市財政調整基金	ページ	33～35
所管部課	財政局財政部財政調整課	造成年月日	昭和39年3月28日
項目	① (意見) 基金の処分内容の具体化及び取崩額根拠の明確化について		
現 状	<p>福岡市財政調整基金は平成27年度に15億円取り崩され、一般会計に繰り入れられている。平成27年度取崩に関する文書を閲覧したところ、同文書には具体的にどのような内容の経費の財源に充てられたか記載はなかった。また、取崩額について、なぜ15億円の取崩となったのか積算根拠が明確に記載された決裁文書を市へ依頼したところ、積算根拠を記載した決裁文書はないとの回答を得た。</p>		
意 見	<p>取崩に関する文書には具体的にどのような内容の経費の財源に充てられたか記載はなく、条例に規定された処分項目に合致しているのか不明である。また、取崩額について積算根拠を記載した決裁文書はなく、結果として基金が有効に活用されたことを確認できない。</p> <p>市は、福岡市財政調整基金条例の趣旨を踏まえ、取崩額について積算根拠を明確化し、その内容について決裁文書として保存しておくことが望ましい。</p>		
基金名称	(2) 福岡市庁舎建設等資金積立金	ページ	36～38
所管部課	財政局財政部財政調整課	造成年月日	昭和42年10月12日
項目	① (意見) 基金の計画的な積立の検討について		
現 状	<p>福岡市庁舎建設等資金積立金は、福岡市役所本庁舎及び出先総合庁舎等公共施設の新設、増築及び改築、改修、設備の更新等の財源に充てるため積み立てられている。近年における積立状況は、平成24年度及び平成25年度に15億円ずつ積み立てられた他は、運用利息のみが毎年度積み立てられている。</p>		
意 見	<p>庁舎等公共施設の新設や改修等には将来的に多額の費用が必要と考えられるが、現在のところ福岡市庁舎建設等資金積立金は当該費用に基づく計画的な積立が実施されている訳ではない。市は、福岡市アセットマネジメント実行計画等を踏まえて中長期的視点に立ち、庁舎等公共施設の新設や改修等に係る費用を念頭に、計画的な積立について検討することが望まれる。</p>		
基金名称	(3) 福岡市市債管理基金	ページ	39～41
所管部課	財政局財政部総務資金課	造成年月日	昭和54年2月19日
項目	意見なし		

基金名称	(4) 福岡市地域の元気臨時基金	ページ	42～44
所管部課	財政局財政部総務資金課	造成年月日	平成 26 年 2 月 24 日
項目	意見なし		
基金名称	(5) 福岡市土地開発基金	ページ	45～48
所管部課	財政局財産有効活用部財産活用課	造成年月日	昭和 44 年 10 月 9 日
項目	① (結果) 事業計画の明確化について		
現 状	<p>福岡市土地開発基金要領によれば、福岡市土地開発基金の活用に当たり、事業計画を立てること及び市議会の関係常任委員会に事前の了承を受けることが規定されている。</p> <p>しかし、市から事業計画を策定していないとの回答を得た。市によれば、事業計画は、基金を活用した公共用地等の先行取得を行う場合の計画を示すものであり、現状は基金を活用した先行取得の予定がないことから、事業計画を立てる必要がないとのことである。</p>		
指摘事項	<p>福岡市土地開発基金要領では、「基金設置の目的に応じ、市全般の公共用地等の取得に関する事業の予定を勘案し、適正な事業計画をたてる」とされているにすぎず、当該事業計画の具体的な対象、範囲等が不明確であり、結果として形骸化している規定となっていると判断せざるを得ない。市は、福岡市土地開発基金要領における事業計画の具体的な対象、範囲等を明確化すべきである。</p>		
項目	② (意見) 基金の積立額根拠の明確化について		
現 状	<p>市へどのような必要性があり平成 27 年度に 20 億円の積立を行ったか、具体的な内容及びその根拠について質問した。市によれば、必要な公共用地を弾力的に取得できるようにするためであり、福岡市土地開発基金の新規積立額の算定は、市全体の財政状態を勘案し、今後も公園や学校等一定の土地取得事業が見込まれたこと等を踏まえた上で 20 億円としたとのことである。しかし、20 億円の算定根拠に係る文書はないとの回答を得た。</p>		
意 見	<p>積立額 20 億円の算定根拠に係る文書がなく、その結果、福岡市土地開発基金の積立額の妥当性について疑念が生じかねない。</p> <p>市は、積立額の算定根拠については文書でその内容を明確化することが望まれる。</p>		
基金名称	(6) 福岡市財産区基金	ページ	49～58
所管部課	財政局財産有効活用部財産管理課	造成年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
基金名称	(7) 福岡市脇山財産区基金	ページ	59～63
所管部課	財政局財産有効活用部財産管理課	造成年月日	昭和 50 年 6 月 30 日
項目	① (意見) 交付金の使途に関する基準の明確化について		
現 状	<p>市が財産区に交付した交付金の使途について基準がないもの、もしくは基準が不明確であるもの、又は市による使途のチェックが不明確であるものが散見された。</p>		
意 見	<p>市は、財産区の住民の福祉を増進するとともに、市の一体性をそこなわないという地方自治法の規定に鑑みて、各財産区において交付金の使途の基準を明確化するとともに、交付金事業の使途について公共性の観点から適切に精査することが望まれる。</p>		
基金名称	(8) 福岡市NPO活動支援基金	ページ	59～63
所管部課	市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課	造成年月日	平成 16 年 4 月 1 日
項目	① (結果) 実績報告書の適切な確認の実施について		
現 状	<p>各補助事業実施団体の実績報告書を閲覧したところ、福岡市NPO活動推進補助金募集要領に反する可能性がある補助金の支出があったが、その点について市に質問をしたところ、詳細な確認は行っていないとの回答を得た。</p>		
指摘事項	<p>市は、補助対象者及び補助対象内容について実質的な検証が不十分である。市は、補助金額の確定に際して事業実施団体から実績報告書の提出を受け、その内容の確認を行う際は、不明点等があれば事業実施団体に問い合わせるなどして支出の相手先、金額の妥当性等を含めた支出内容の検証を適切に実施し、補助金支出の適切な執行に努めるべきである。</p>		
基金名称	(9) 福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金	ページ	64～66
所管部課	市民局スポーツ推進部スポーツ振興課	造成年月日	平成 8 年 9 月 26 日
項目	① (意見) 基金のシミュレーションの実施及び事業選定指針等の明確化による基金の有効活用について		
現 状	<p>福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金は、寄付による積立が行われているが、その目標寄付額についての設定がなく、将来の基金の積立及び取崩に関するシミュレーションも行われていない。</p>		

	<p>また、事業への充当については、市では「どの事業を選定」し、「選定した事業にどのように配分するのか」など明確な事業選定及び配分額算定の指針はない。</p> <p>そのため、基金について、効果的な活用ができていないか不明瞭である。</p>		
意見	<p>基金をより有効活用するために、寄付による目標積立額を設定するとともに、今後の積立及び取崩に関するシミュレーションを行うことが望まれる。</p> <p>また、「市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興」に資する事業や「本市で開催される国際スポーツ大会」の中から基金を充当する対象を選定するための方針及び充当する金額の算定基準を明確にすることが望まれる。</p>		
項目	②（意見）ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について		
現状	<p>寄付された資金が、基金に全額積み立てられている状況や、積み立てられた基金が今後「どの事業に」「いくら充当」され、その結果「どのような効果が得られるのか」などの具体的な活用状況（活用予定）については公表されていない。</p>		
意見	<p>市は、基金を充当して実施する事業の選定基準及び充当額の算定基準を明確にした上で、寄付金の使途をより具体的にかつ適切に公表することが望まれる。</p>		
基金名称	(10) 福岡市こども未来基金	ページ	67～70
所管部課	こども未来局こども部総務企画課	造成年月日	平成17年4月1日
項目	①（結果）ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について		
現状	<p>寄付された資金が、福岡市こども未来基金に全額積み立てられた上で、その運用利息が「どの事業に」「いくら充当」され、その結果「どのような効果が得られたか」など、具体的な活用状況については公表されていない。</p> <p>また、当該公表資料には「障がい児地域交流支援事業」に活用した旨の記載があるが、実際には平成26年度及び平成27年度において当該事業に福岡市こども未来基金の運用利息は充当されておらず、誤った記載となっている。</p>		
指摘事項	<p>市は、福岡市こども未来基金を充当して実施する事業の選定基準及び充当額の算定基準を明確にした上で、寄付金の使途をより具体的にかつ適切に公表することが望まれる。</p> <p>また、一部の事業について、福岡市こども未来基金を充当していないにもかかわらず公表資料では活用した旨の記載がされている状況は、閲覧者や寄付者の誤解を招くため、不適切な情報公開であると言わざるを得ない。正確な情報公開を行うべきである。</p>		
項目	②（意見）基金のシミュレーションの実施及び事業選定指針等の明確化による基金の有効活用について		
現状	<p>福岡市こども未来基金は、寄付によって積み立てられているが、その目標寄付額についての設定がなく、将来の基金の積立及び取崩に関するシミュレーションも行われていない。</p> <p>また、平成27年度において基金の運用利息を充当して実施した事業は5事業（予算では6事業）であったが、どの事業を選定し、選定した事業にどのように配分するか明確な事業選定及び配分額算定の指針はない。</p> <p>そのため、福岡市こども未来基金について、効果的な活用ができていないか不明瞭である。</p>		
意見	<p>基金をより有効活用するために、寄付による目標積立額を設定するとともに、今後の積立及び取崩に関するシミュレーションを行うことが望まれる。</p> <p>また、「子ども施策を推進する」事業の中から基金を充当し、実施する事業の選定に関する方針及び充当する金額の算定基準を明確にすることが望まれる。</p>		
基金名称	(11) 福岡市立中央児童会館基金	ページ	71～76
所管部課	こども局こども部青少年健全育成課	造成年月日	昭和44年3月6日
項目	①（意見）委託事業の仕様書の一部が実施されなかった場合の適切な対応について		
現状及び意見	<p>仕様書で求められる事業の一部が正当な理由に基づき実施されていないが、その代替として同等の事業が実施されており問題ないとのことである。しかし、市はこのことに関する決裁を行っておらず、本事業の実施結果が仕様書の内容を充足しているかどうか市の判断及びその根拠が明確ではない。</p> <p>このため、実施できない事業が生じた場合には、市は決裁を行った上で、他の代替事業を実施するように仕様書を変更するか又は当該事業は実施せずに委託料を減額する契約変更を行うか、もしくは実施された事業は仕様書の内容を充足している旨の判断及びその根拠を明確にすることが望ましい。</p>		

	また、仕様書及び事業報告書の記載項目が不明確であり、事業の実施結果が仕様書の内容を満たしているかどうか、客観的に見て不明瞭な部分がある。このため、市は決裁を行った上で、仕様書及び事業報告書の記載の対応関係を明示して実施された事業は仕様書の内容を充足している旨を明確にすることが望ましい。		
項目	②（意見）より有効な活用方法を含めた基金のあり方の検討について		
現 状	平成 27 年度における事業実施に係る歳出が 15,015 千円であるのに対し、事業に充当した運用利息は 15 千円と極めて少額である。 基金の管理に関する毎年の事務コストを勘案すると、基金の運用利息を充当する効果については僅少であると考えられる。		
意 見	寄付者の意思を十分斟酌しつつ、基金の管理に関する毎年の事務コストを踏まえ、例えば基金を取り崩した上で、児童会館で使用する図書等の購入等に充てるなど、児童会館（ひいては児童会館の利用者）のためにより有効な基金の活用方法などの福岡市立児童会館基金のあり方を検討することが望まれる。		
項目	③（意見）館外活動業務の公募の必要性について		
現 状	平成 26 年度及び平成 27 年度について、市は社会福祉法人福岡市保育協会に対し、児童館の休館に伴う館外活動業務を特命随意契約にて委託した。社会福祉法人福岡市保育協会は、平成 25 年度まで市により児童会館の指定管理者に指定されていた法人である。		
意 見	指定管理業務と館外活動業務とは事業内容が大幅に異なることに鑑みれば、平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した館外活動業務については、公募により業者を選定する余地があったと考える。 平成 28 年度から指定管理者の選定は公募により実施されているが、監査対象期間は平成 27 年度であることから意見として記載する。市は、今後、同様の事例について十分留意することが望ましい。		
基金名称	(12) 福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金	ページ	77～81
所管部課	保健福祉局総務部国民健康保険課	造成年月日	昭和 54 年 1 月 1 日
項目	①（意見）国民健康保険高額療養費貸付事業関連書類の新様式使用の徹底について		
現 状	平成 27 年 1 月診療分から高額療養費に係る自己負担限度額が改定されたことに伴い、貸付けの申請及び貸付金の支給依頼に係る提出書類の様式も改定されている。しかし、平成 27 年 1 月以降の診療分であるにもかかわらず、複数の申請書において改定前の様式が使用されていた。		
意 見	市は、様式を改定する際、特に自己負担限度額の算定に影響がある箇所の改定に当たっては、改定後の様式を用いるように徹底することが望ましい。		
項目	②（意見）基金額の見直し及び高額療養費貸付制度の利用実人数の把握について		
現 状	近年の貸付実績は減少傾向にあり、特に平成 24 年度から限度額適用認定証が外来診療でも利用可能になったことに伴い、平成 24 年度以降は大幅に減少している。平成 27 年度の合計額については、月次の平均貸付金額は基金残高の 4 分の 1 にも満たない。また、市は、貸付金額やそのほか貸付件数等を把握しているが、貸付制度を利用している実人数については把握していない。		
意 見	市は、基金残高及び各区への配分額について、実態に応じて見直すことが望ましい。必要以上の金額を留保しておくことは、当該財源を活用した他の事業実施等の機会を失うことにもつながり、効率性に問題があると考えられる。 市は、貸付制度利用の実態把握に努めた上で、基金の金額及び各区への配分額について新たに検討することが望まれる。		
基金名称	(13) 福岡市健康づくり基金	ページ	82～87
所管部課	保健福祉局健康医療部健康増進課	造成年月日	平成 25 年 4 月 1 日
項目	①（意見）基金の使途に係る情報開示の拡充について		
現 状	平成 26 年度及び 27 年度については、健康づくりチャレンジ事業の一環として、健康づくりポイント事業を試行的に実施するため各 10,000 千円ずつ取り崩されている。しかし、今後の取崩に関する方針や計画について、外部に公表されている内容は「食育や運動の推進など、市民の皆様の健康づくりに役立つ施策に活用します。」の記載のみである。		
意 見	市は、基金取崩額の使途の計画について、より具体的な内容を外部に公表することが望まれる。市は、市民にとって有用な情報は何かについて検討し、積極的に情報開示の拡充を図っていくことが望ましい。		

基金名称	(14) 福岡市介護保険資金貸付基金	ページ	88～91
所管部課	保健福祉局高齢社会部介護福祉課	造成年月日	平成12年5月1日
項目	①(意見) 基金額の見直しについて		
現 状	近年の貸付実績は減少傾向にあり、特に平成23年4月1日から開始した福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払制度を受けて、平成24年度から福祉用具購入費及び住宅改修費を貸付事業の対象から除外したことにより、平成24年度以降は大幅に減少している。平成27年度について見れば、基金の残高10,000千円に対し年間の貸付額が1,183千円と非常に少額である。		
意 見	市は、実態に応じて基金の金額を見直すことが望ましい。 平成27年度の貸付制度利用者数は4人と極めて限定的であることから、極端に貸付額が増加する事態は想定されにくく、基金の金額を減額する余地はあると考えられる。 市は、廃止も含め今後の基金の方向性を検討することが望ましい。		
基金名称	(15) 福岡市介護給付費準備基金	ページ	92～96
所管部課	保健福祉局高齢社会部介護福祉課	造成年月日	平成13年4月1日
項目	意見なし		
基金名称	(16) 福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	ページ	97～100
所管部課	保健福祉局高齢社会部福祉・介護予防課	造成年月日	昭和49年4月1日
項目	①(結果) 基金の運用利息における用途の明確化について		
現 状	福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金の運用利息は、福岡市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に対して支出する社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金の財源の一部に充当されている。 過去5年間における運用利息の金額と福利厚生事業費を把握したところ、すべての年度で当該基金の運用利息が福利厚生事業費を上回っていたが、各年度ともに運用利息の残額が何の事業に充てられたかについては不明であった。		
指摘事項	市は、市社協と協議の上、補助金の交付決定通知書や市社協の事業実績報告書等において、運用利息の充当されている事業内容及び事業費を明確化するとともに、当該充当先が条例の趣旨に則った、民間社会福祉事業従事職員の福利厚生に要する費用かについて検討すべきである。		
基金名称	(17) 福岡市地域保健福祉振興基金	ページ	101～106
所管部課	保健福祉局高齢社会部福祉・介護予防課	造成年月日	平成17年4月1日
項目	①(意見) 福岡市地域保健福祉振興基金事業の目標設定の見直しについて		
現 状	福岡市地域保健福祉振興基金の運用利息の用途は、具体的には、主に市社協に対する地域保健福祉振興基金事業に係る補助金の一部に充当されている。しかし、市の行財政改革プランで設定されている目標と、市社協の事業計画で設定されている目標が整合していないように見える。		
意 見	両者の目標が整合していない点を踏まえると、事業計画策定時に、行財政改革プランの目標は念頭になかったと言わざるをえない。 市社協は行財政改革プラン上の目標に過度に捉われる必要はなく、状況に応じて目標を見直すことは必要である。しかし、市社協が設定目標を見直すのであれば、市は現状の目標と実績を把握し、その差異の原因を分析した上で、目標を見直す必要があるのか、見直した後の目標は実現可能性があるのかについて検討することが望ましい。		
項目	②(意見) 基金の元本取崩の検討について		
現 状	福岡市地域保健福祉振興基金が設置された平成17年度を除いて、地域保健福祉振興基金事業補助金に元本が充当された実績はない。運用利息で賄うことができない分は、一般財源及び介護保険事業特別会計から補填されている。		
意 見	近年基金の運用利率が極めて低いことや、地域保健福祉振興基金事業補助金には一般財源からの補填が毎年必要となっていることを踏まえると、13億円を超える資金を基金として積立しておくことは、資金を効果的かつ効率的に使用するという観点から検討の余地があると考えられる。 市は、今後どのような事業に基金を活用していくのかを検討し、市の財政状況を見据えた上で、計画的に基金を取り崩すことを検討することが望ましい。		
基金名称	(18) 福岡市環境市民ファンド	ページ	107～112
所管部課	環境局環境政策部環境政策課	造成年月日	平成17年4月1日
項目	①(意見) 住宅用太陽光発電システムに対する補助制度の改変について		

現 状	市は、福岡市環境市民ファンドを財源に、住宅用エネルギーシステム導入促進事業として補助事業を実施している。近年における住宅用エネルギーシステムの補助対象設置数については、住宅用太陽光発電システムの設置数が平成 26 年度以降減少傾向にある。		
意 見	市は、住宅用エネルギーシステム導入促進事業のうち、需要が大きく減少している住宅用太陽光発電システムに対する補助制度について、制度の改変等を検討することが望ましい。 住宅用エネルギーシステム導入促進事業としては、環境保全及び市民のニーズを的確に把握し、適宜補助事業の内容を見直すことにより、より効果的な基金の活用を検討することが望ましい。		
基金名称	(19) 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	ページ	113~118
所管部課	環境局循環型社会推進部資源循環推進課	造成年月日	平成 23 年 10 月 1 日
項 目	① (意見) 事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援に係る補助金の活用について		
現 状	市は、平成 25 年度に「福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱」を規定し、事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備の整備に要する費用の一部を補助する制度を設けている。しかし、補助金支給実績は平成 26 年度の 1 件のみとなっている。		
意 見	市は補助制度の更なる活用を促すため、事業者への質問を通じ想定される各要因を分析するとともに、各要因に応じて対策を検討することが望ましい。 想定される対策例として、福岡市外の事業者も対象に個別通知すること、補助限度額を 3 億円から引上げること、補助対象経費の範囲に土地の取得費を含めること等が想定されるが、特に補助制度の拡充は重要であると考えられる。		
基金名称	(20) 福岡市音楽産業振興基金	ページ	119~122
所管部課	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課	造成年月日	平成 17 年 4 月 1 日
項 目	① (意見) 基金の有効活用内容の具体化について		
現 状	福岡市音楽産業振興基金は、関連する事業の計画はなく、具体的な目標や評価に関する指標等は設定されていない状況が続いていたため、平成 27 年度に今後の基金の方針について検討を行い、平成 28 年 9 月に基金の方針を決定した。具体的には、寄付増加のため広報の強化に取り組みとともに、年間寄付目標額を設定し、その上で基金の活用方法として音楽関連産業の人材育成事業等に充当することとしている。		
意 見	市は有効活用を目指して平成 28 年 9 月に今後の取組を決定しているが、基金の有効活用については音楽関連産業の人材育成事業等に充当するとされるのみで、その活用内容が具体化されているとは言えないと考える。市は、基金の設置の目的に照らした上で、活用内容をより具体化することが望まれる。具体化した活用内容については、広く市民への周知を図るとともに、再度ふくおか応援寄付の対象とすることも検討することが望まれる。		
基金名称	(21) 福岡城整備基金	ページ	123~127
所管部課	経済観光文化局文化財部大規模史跡整備推進課	造成年月日	平成 26 年 7 月 1 日
項 目	① (意見) 目標額達成方法の拡充について		
現 状	福岡城整備基金の積立財源は、現在のところ寄付金と基金の運用から生ずる収益に限られており、市は、民間企業と連携したイベントや募金箱及びリーフレット設置場所の拡大等の各種広報活動を行い、寄付金の増加に努めている。		
意 見	市は、イベントでの広報活動等に加え、SNS の活用等によって更なる周知を図るとともに、福岡城に対する市民意識の醸成を図ることが望ましい。また、目標額の達成に向け、クラウドファンディングの実施や地場企業をはじめとした大口寄付の拡大等の検討を進めることで、寄付金額の増加を図ることが望まれる。また、市は、寄付金を広く募集する際には、基金の積立や取崩の状況、事業の進捗状況などの基金の成果に関する情報を適時に開示することが望ましい。		
基金名称	(22) 福岡市競艇事業積立金	ページ	128~131
所管部課	経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課	造成年月日	昭和 39 年 3 月 28 日
項 目	① (意見) 取り崩した競艇事業積立金の一般会計への繰り入れ等の検討について		
現 状	平成 28 年 4 月 1 日付で地方公営企業法を適用したことに伴い、同日付で市営競艇事業特別会計を福岡市モーターボート競走事業会計へ移行している。所管部署によれば、福岡市競艇事業積立金として積み立てた資金の取扱いに関しては、福岡市モーターボート競走事業が複式簿記となることから、平成 28 年度の決算時に任意積立金として資金を留保するか、任意積立金とはせずに繰越利益剰余金として資金を留保するか決定する方針である。ただし、積立資金の使途については具体的な計画は整備されていない。		

意見	福岡市競艇事業積立金の過年度の使途を考慮すれば、積立資金はこれまでと同様に、設備資金及び地方公共団体金融機構納付金に充当することが考えられる。市が策定した今後5年間の福岡市モーターボート競走事業の収支計画に基づくと、平成32年度末でも多額の積立資金残高が留保されてしまい資金が有効活用されない可能性が高いと考える。市は、積立資金残高のうち福岡市モーターボート競走事業に留保しておくべき必要額を見積もった上で、差引残額を一般会計に繰り入れること等資金の有効活用方策を検討することが望ましい。		
基金名称	(23) 福岡市営住宅基金	ページ	132~141
所管部課	住宅都市局住宅部住宅計画課	造成年月日	昭和39年4月1日
基金名称	(24) 福岡市営住宅修繕基金		
所管部課	住宅都市局住宅部住宅管理課	造成年月日	昭和58年2月21日
項目	①(意見)市営住宅等に係る更新費用シミュレーションを踏まえた基金の積立について		
現状	市営住宅等の建設、修繕及び改良等に関して、市は平成13年度に「市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、その後はおよそ5か年経過を目安に改定を行っている。平成28年度活用計画においては、計画期間中に建替事業や改善事業を行う市営住宅が具体的に指定された上で、戸数ベースの事業計画や耐震化の整備目標が策定されている。しかし、計画を実行するに当たって、どの程度の事業費が生じるか、金額ベースでの計画や目標が策定されていない。		
意見	市は、過去の事業費実績等を踏まえ、上記の計画実行に伴う支出を試算するとともに、その計画の実行可能性も合わせて検討することが望ましい。 市は、市営住宅等に係るデータを整備し、より精度の高い更新費用の推計を行うことが望ましい。 また、推計値に基づいて、市営住宅等の今後の見通しを定量的に把握、基金の積立額の見直し及び更新する住戸数の見直し等に役立てることが望まれる。さらに、財政の状況や更新する住戸数は年々変化していくことが想定されるため、推計は実態に応じて定期的に見直す必要がある。なお、推計結果や推計に基づいた計画については、活用計画等にも反映させ、広く情報公開することが望まれる。		
基金名称	(25) 福岡市営住宅敷金基金	ページ	142~146
所管部課	住宅都市局住宅部住宅管理課	造成年月日	平成9年2月27日
項目	①(意見)基金運用利息の使途の整理及び決裁文書の保存について		
現状	福岡市市営住宅敷金基金の運用利息について、市は福岡市営住宅条例及び福岡市営住宅敷金基金条例にて、共同施設の整備等に充てると定めており、基金造成時に具体的な内容を規定している。しかし、運用利息を充当した事業費において、市営住宅の一般修繕や計画修繕及び駐車場の整備など、規定されていない事業に運用利息が充当されており、その点についての決裁文書や考え方の整理等の資料が保存されていなかった。		
意見	規定されていない事業費に充てるのであれば、その判断が福岡市営住宅条例や福岡市営住宅敷金基金条例に照らして妥当であるか慎重に検討し、検討の経緯を文書化しておくことが望まれる。 また、駐車場の整備のように、基金造成時には想定していなかった事業に充てることが増えてきているのであれば、規定そのものを実態に即して見直すことが望ましい。		
基金名称	(26) 福岡市伊都土地地区画整理事業基金	ページ	147~149
所管部課	住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課	造成年月日	平成16年3月1日
項目	意見なし		
基金名称	(27) 福岡市都市景観形成基金	ページ	150~153
所管部課	住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室	造成年月日	平成19年4月1日
項目	①(意見)都市景観形成基金の活用方針の明確化について		
現状	福岡市都市景観形成基金は、ふくおか応援寄付の対象となっているため、市民及び法人から毎年度合計2百万円程度の寄付を受けて毎期積立額は増加しているが、事業を行っていないことから、平成24年度以降は取崩が行われていない。このため、基金残高は増加するのみとなっている。		
意見	市は、基金を有効活用するため、具体的な積立及び取崩方針を明確化した上で具体的な実施事業について検討を行い、目標金額及び実施の時期等に関する計画を策定することが望まれる。また、当該基金がふくおか応援寄付の対象である以上、具体的な目標金額や事業内容等について、広く市民に情報開示することが望まれる。		

基金名称	(28) 福岡市みどりの基金	ページ	154~159
所管部課	住宅都市局みどりのまち推進部みどり推進課	造成年月日	平成18年12月28日
項目	①(意見) 実施事業の成果の把握及び評価並びに基金利用に係る妥当性の検討について		
現 状	<p>市は、基金の活用について、当初の造成額を取り崩して事業を実施することを前提にしております、これまで新たに寄付金を募ることはなく、積立も行っていない。</p> <p>平成24年度に「福岡市みどりの基金事業実施要綱」を改正し、福岡市みどりの基金を財源として実施できる事業対象範囲を拡大している。</p> <p>事業対象範囲の拡大によって実施事業が増加し、平成26年度及び平成27年度は多額の取崩を行っている。基金を取り崩し実施した事業は、過年度から実施している市民・企業と共働で行う花とみどりのまちづくりを推進・啓発する事業であり、市全体の財政状況に鑑み、基金の取崩額も増加したものである。平成28年度も同様の取崩を行う予定であり、平成28年度末で基金が枯渇する見込みである。</p>		
意 見	<p>市民・企業と共働で行う花とみどりのまちづくりを推進・啓発する事業は過年度から実施されている既存の事業であり、市財政が逼迫しているために福岡市みどりの基金を取り崩して財源に充てられたことは資金融通的に使用されているようにみえる。</p> <p>市民にとって真に必要な事業を継続することは重要であるが、必要な事業であるかを判断するために実施事業に係る成果を把握し評価を行うとともに、基金を使用することの妥当性について十分検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、福岡市みどりの基金は当初の財産を取り崩して事業を実施しており、これまで新たな財源の積立を行っていないことから、事業の継続に当たっては新たな財源の確保について検討を行うことが望ましい。</p>		
基金名称	(29) 福岡市港湾環境整備保全基金	ページ	160~162
所管部課	港湾空港局総務部理財課	造成年月日	平成16年4月1日
項目	①(意見) 基金の今後の活用方針又は必要に応じて廃止等の検討について		
現 状	<p>福岡市港湾環境整備保全基金は、福岡市海浜公園の維持管理経費や小戸ヨットハーバーの整備(維持修繕)費などに毎年度充当されているが、平成16年度造成以降の積立は平成18年度及び平成24年度のみであり、結果として平成26年度末の残高は6,567千円まで減少している。今後の基金の活用方針について市に質問したところ、具体的な方針は策定していないとの回答であった。</p>		
意 見	<p>市は、福岡市港湾環境整備保全基金の設置の目的を踏まえ、今後の具体的な活用方針を検討するとともに、活用の見込みがない場合は基金の廃止等のあり方を検討することが望ましい。</p>		
基金名称	(30) 福岡市港湾整備事業基金(一般会計分)	ページ	163~166
所管部課	港湾空港局総務部理財課	造成年月日	昭和56年12月21日
項目	①(意見) 事業継続のための財源確保の検討について		
現 状	<p>福岡市港湾整備事業基金(一般会計分)は、人工海浜や海岸(ももち浜、東浜、須崎等)の整備費用やエコパークゾーン等のアイランドシティ周辺の環境整備費用に充当されるとともに、一部は博多港開発株式会社への出資金に充当されており、平成27年度末時点の残高は236,618千円まで減少している。</p>		
意 見	<p>市が策定した事業計画によれば、住宅市街地を含むまちづくりエリアの土地整備を平成35年度まで実施する旨が記載されていることから、少なくとも当該年度までは事業に係る財源の確保が必要と考えられる。福岡市港湾整備事業基金(一般会計分)が直近と同様のペースで取り崩されると仮定した場合、概ね平成31年度末には残高がゼロになると想定される。</p> <p>よって、今後の事業内容、事業実施に要する費用等を踏まえ、市は事業の継続に当たり、財源の確保について検討を行うことが望ましい。</p>		
基金名称	(31) 福岡市港湾整備事業基金(港湾整備事業特別会計分)	ページ	167~171
所管部課	港湾空港局総務部理財課	造成年月日	昭和56年12月21日
項目	①(意見) 余剰基金に係る有効活用の検討について		
現 状	<p>福岡市港湾整備事業基金(港湾整備事業特別会計分)は、近年では平成21年度に取崩が行われた以降は、毎年度港湾整備事業特別会計で剰余金が生じているため、積立が行われている。</p> <p>今後の歳入歳出については、歳入面では埋立用地の売却収入及び定期借地の導入に伴う借地料収入の発生が見込まれ、歳出面では平成27年度末時点の市債残高の償還が見込まれている。市が平成24年3月に作成している収支計画表では、当該要因を考慮しても平均で200億円程度、</p>		

	最低でも 100 億円程度が基金の残高として維持され、アイランドシティ整備事業が終了する平成 59 年度末時点で 317 億円の残高を確保できる計画となっている。		
意見	市は、埋立用地の売却収入や借地料収入の状況をみながら、当該余剰資金について具体的な事業へ活用すること等を検討することが望ましい。		
基金名称	(32) 福岡市消防救急基金	ページ	172~174
所管部課	消防局総務部総務課	造成年月日	平成 27 年 4 月 1 日
項目	意見なし		
基金名称	(33) 福岡市水道事業建設改良基金	ページ	175~180
所管部課	水道局総務部経理課	造成年月日	平成 5 年 3 月 29 日
基金名称	(34) 福岡市水道事業減債基金		
所管部課	水道局総務部経理課	造成年月日	平成 5 年 3 月 29 日
項目	①(意見) 利用実態及び将来計画のない基金の廃止の検討について		
現状	<p>福岡市水道事業建設改良基金及び福岡市水道事業減債基金は、直近 5 年間では利用実績がなく、積立及び取崩の事例は過去に遡っても 1 件のみであり、利用実績は乏しい。また、福岡市水道事業建設改良基金は平成 15 年度末以降、福岡市水道事業減債基金は造成時の平成 5 年以降、基金残高はゼロ円となっている。</p> <p>なお、市は、福岡市水道事業建設改良基金及び福岡市水道事業減債基金の今後の積立計画や事業への充当計画を立案するなど、基金の収支に関する具体的なシミュレーションは行っていない。</p>		
意見	水道事業は地方公営企業として運営されており、地方公営企業に適用される会計制度によれば、決算における利益処分によって減債積立金や建設改良積立金などの積立金が任意に積立可能である。地方公営企業の下では基金制度の必要性は乏しいと考えられ、また、積立及び取崩が行われていない利用実態や将来計画が作成されていない状況に鑑みれば、市は、福岡市水道事業建設改良基金及び福岡市水道事業減債基金の廃止を検討することが望ましい。		
基金名称	(35) 福岡市水道水源かん養事業基金	ページ	181~186
所管部課	水道局計画部流域連携課	造成年月日	平成 9 年 4 月 1 日
項目	①(意見) 事業継続のための基金の新規積立方策等の検討について		
現状	<p>市は、福岡市水道水源かん養事業基金を充当して実施する事業について、基金活用額と基金残高に関する長期収支計画を立案しており、当該計画によれば平成 41 年度までは現有基金で事業実施可能である。当該計画を踏まえた上で、運営委員会において、実施事業の内容や基金充当額についての見直しや縮減方針の検討を行っている。</p> <p>なお、当該計画については、福岡市水道水源かん養事業基金への新規積立は考慮されていない。また、ふくおか応援寄付による寄付金の募集は行っていない。</p>		
意見	平成 42 年度以降についても水道水源かん養事業自体は継続して実施すると考えられるが、市は、その全額を一般財源で賄うか、福岡市水道水源かん養事業基金の新規積立を実施して基金を充当しながら実施していくか、早期に検討することが望まれる。		
基金名称	(36) 福岡市高速鉄道建設基金	ページ	187~190
所管部課	交通局総務部経理課	造成年月日	昭和 49 年 12 月 16 日
項目	①(意見) 事業実施部局による基金に係る計画立案の必要性について		
現状	<p>福岡市高速鉄道建設基金の新規積立額や取崩額は、交通局が過去に発行した企業債の償還額や今後の投資計画等に基づき算出し、財政局が市全体の財政状態を勘案しながら、市として積立額を決定し、議会の議決を経て、交通局において新規積立又は取崩が行われる。</p> <p>そのため、所管部局であり事業の実施部局である交通局が、事業の実施状況及び企業債の償還状況などを根拠とした資金需要に即して新規積立や取崩を必ずしも計画どおりに実現できているわけではない。その結果、毎年度の積立額及び取崩額の妥当性や基金残高の十分性が不明瞭である。</p> <p>また、基金を主体的に取り扱う部局や、基金の活用計画及び効果についても、外部の視点からは不明瞭である。</p>		
意見	財政局にて市全体の財政状態を踏まえつつも、福岡市高速鉄道建設基金を資金需要に即してより効果的に活用するため、事業を実施する交通局が主体となり、その積立及び取崩の計画を立案し、実行することが望まれる。さらに、基金の活用状況については、交通局が主体的に立案した計画に従って適切に実行されているか評価を行うことが望まれる。		

IV 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について

第1 監査対象の概要

1. モーターボート競走事業の概要（省略）

2. 福岡市モーターボート競走事業の概要

(1) 福岡競艇場について（省略）

(2) 福岡競艇場の沿革（省略）

(3) 「ボートレース福岡 経営計画（平成28年度～平成32年度）」について

近年のモーターボート競走事業における厳しい売上状況を踏まえ、市は、平成28年3月に「ボートレース福岡 経営計画（平成28年度～平成32年度）」（以下「経営計画」という。）を策定、公表している。

<経営計画策定の趣旨>

安定的に事業を運営し、本市まちづくりへ貢献するという使命を果たすとともに、お客様に快適でホスピタリティ溢れる施設・サービスを提供していきます。さらに、若者や女性、外国人を含めた新たなファン層の拡大に努め、来場者の促進と満足度の向上に取り組みます。

平成28年度から事業の財務状況を的確に把握し、持続的に経営を行っていくため、地方公営企業会計を導入するとともに、平成32年度までの5年間の経営計画を策定するものです。

※出所：「ボートレース福岡 経営計画【概要版】」

(4) 地方公営企業法の財務規定等適用について（省略）

(5) 福岡市モーターボート競走事業の経営状況について（省略）

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点（省略）

2. 実施した監査手続

(1) 経済観光文化局ボートレース事業部への質問及び資料の閲覧

経済観光文化局ボートレース事業部に対し、モーターボート競走事業の管理、運用に関する質問を実施するとともに、関連する資料を閲覧した。

(2) 福岡競艇場内の現場視察及び資産の確認

- ・ 福岡競艇場内の各施設の現場視察を行い、必要に応じて質問を実施した。
- ・ 福岡競艇場内の固定資産の実査手続を行いその実在性を確認した。
- ・ 福岡競艇場内の金庫内の資産を確認するとともに、その管理方法について質問を実施した。

(3) その他（省略）

3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項（省略）

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 監査の結果及び意見の記載方法（省略）

(2) 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<福岡市モーターボート競走事業に関する監査の結果及び意見の件数>

区分	結果	意見
(1) 経営状況の把握・分析、計画の進捗管理に関する事項	1件	1件
(2) 契約、資産、労務等の管理に関する事項	1件	5件
(3) 効果的かつ効率的な経営の推進に関する事項	-件	4件
合計	2件	10件

(3) 監査の結果及び意見の項目

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<福岡市モーターボート競走事業に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

項目		ページ
(1)	経営状況の把握・分析、計画の進捗管理に関する事項	
	① (結果) ROKU 投資計画における収支見込と施設の有効活用施策の見直しについて	215
	② (意見) 平成 28 年度以降収支計画における課題を踏まえた修正の検討について	224
(2)	契約、資産、労務等の管理に関する事項	
	① (結果) 株式会社日本レジャーチャンネルへの建物貸付料徴収について	228
	② (意見) 福岡競艇場従事員に対する退会餞別金にかかる福岡競艇場従事員共済事業補助金の公益性の再検討について	230
	③ (意見) 特命随意契約における委託先の適切な選定について	236
	④ (意見) 宣伝業務委託契約の選定会議構成員の見直しについて	242
	⑤ (意見) 予定価格と契約金額に著しい差額が生じた場合の対応について	244
	⑥ (意見) 公有財産の賃貸にかかる相手方の公募の検討について	246
(3)	効果的かつ効率的な経営の推進に関する事項	
	① (意見) アンケートを活用した来場頻度の把握及びその改善策の実行について	249
	② (意見) 有料指定席の稼働状況把握の検討について	251
	③ (意見) 九州地区競艇施行者協議会と福岡県内競艇施行者協議会の統合の検討について	254
	④ (意見) ボートレース業界全体の収入を増やすための、競艇場ごとに異なるポイントカードの共通化について	258

5. 福岡市モーターボート競走事業に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 経営状況の把握・分析、計画の進捗管理に関する事項			
項目		ページ	
	① (結果) ROKU 投資計画における収支見込と施設の有効活用施策の見直しについて	215~223	
現 状	<p>一般財団法人 BOAT RACE 振興会（以下「BOAT RACE 振興会」という。）は、ボートレースのイメージアップ事業の一環として、ROKU と呼ばれる特別観覧施設の建設を推奨、支援している。BOAT RACE 振興会による ROKU の建設の推奨、整備に係る財政的支援を踏まえ、市は平成 28 年 3 月に策定した「ボートレース福岡 経営計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」（以下「経営計画」という。）において、集客力向上策の一環として ROKU の新設を掲げ、建設費用約 2 億 5,000 万円のうち、1 億円は BOAT RACE 振興会が負担し、残額の約 1 億 5,000 万円を市が負担する予定である。しかし、ROKU でどのようなイベントを年間何回程度行うのか、年間での程度の団体客を ROKU に誘致するのか、ROKU の稼働率をどこまで高めるのか等についての、具体的な成果指標は設定されていない。また、ROKU の新設による増収効果など、今後の収支見込の試算も特段されておらず、投資効果の評価や採算性の判断がされていない。</p>		
指摘事項	<p>ROKU が市民にとって有効に利用されるためには、まず、「有効に利用されているとは、どのような状態なのか」を検討し、それを具体的に達成するためのイベント開催頻度や団体客の誘致数、施設の稼働率などの成果指標を設定する必要がある。さらに、建設後は当初設定した目標や計画と実績を比較して継続的に事業を評価し、問題点があれば運営方法を随時見直す必要がある。また、「ライフサイクルコスト」の考え方によれば、施設の維持に必要な運用管理費（ランニングコスト）は、建設費よりも多額に生じると考えられている。市は、ROKU の建設について、運用管理コストも考慮した支出に見合った効果があるのか、また、効果を出すためにはどのように活用すればよいのか、検討する必要がある。</p>		
項目	② (意見) 平成 28 年度以降収支計画における課題を踏まえた修正の検討について	ページ	224~227
現 状	<p>市は、経営計画の中で平成 28 年度から平成 32 年度までの収支見込シミュレーションを行っている。</p>		

意見	<p>シミュレーションの算定資料を閲覧したところ、次のア～エの問題点が抽出された。</p> <p>ア. 営業収益にROKU建設による増収効果が考慮されていない。</p> <p>イ. 減価償却費算定の根拠資料がなく、また、算定した数値に疑義がある。</p> <p>ウ. 消費税等支払額の算定に関し、大規模施設整備による影響を考慮していない。</p> <p>エ. 売上形態別、部門別等の費用や利益を用いた分析をしていない。</p> <p>市は、売上の状況を把握し、集客力の向上や増収を図ることと同様に、収支構造を見直してコスト削減を図ることも重要な視点である。共通費の按分といった課題はあるものの、多面的に分析を行い、今後の意思決定に役立てていくことが望まれる。</p>		
(2) 契約、資産、労務等の管理に関する事項			
項目	①(結果)株式会社日本レジャーチャンネルへの建物貸付料徴収について	ページ	228～229
現状	<p>株式会社日本レジャーチャンネルは、平成18年9月からボートレース福岡本場の1階に直営店「ペラ坊ショップ」を設置しており、主にJLC関連グッズの販売を行っている。</p> <p>しかし、市は当該店舗に対して、建物の貸付料を徴収していない。</p>		
指摘事項	<p>市は、株式会社日本レジャーチャンネルと協議のうえ、建物の貸付料を徴収すべきである。仮に、貸付料を徴収しないことに正当な理由があるのであれば、それは福岡市公有財産規則第32条1項のただし書きの規定に基づいて、別に定めを設けるべきである。</p>		
項目	②(意見)福岡競艇場従事員に対する退会餞別金に係る福岡競艇場従事員共済事業補助金の公益性の再検討について	ページ	230～235
現状	<p>市は、福岡競艇場従事員に対する退職餞別金に係る補助を含め、福岡競艇場従事員共済会への補助金を平成27年度まで支出していた。</p> <p>しかし、鳴門市において係争中であった同種の事案について、平成28年7月15日付の最高裁判所における判決で、「市の経営する競艇事業の臨時従事員等により組織される共済会から臨時従事員に対して支給される離職せん別金に充てるため、市が共済会に対してした補助金の交付が、地方自治法232条の2所定の公益上の必要性の判断に関する裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したのとして違法である」という判断が示された。</p> <p>この点、市に今後の対応方針等につき質問を行ったところ、「平成29年2月の福岡市議会において競艇場従事員の給与の種類及び基準を定める条例案を上程するとともに、退会餞別金制度を廃止することとしております。」との回答を得た。</p>		
意見	<p>市は、最高裁判所の判決内容を踏まえ、共済会補助金の交付に係る公益性の判断について再検討を行い、給与法定主義に基づき、内容を十分に吟味した上で、従事員に対する退職手当に関する条例の制定を検討することが望ましい。市は平成29年2月に開催される市議会に条例案を上程する方向で関係部署等と協議を行うとの回答を得ているが、実効性を伴うことが肝要であると考えられる。また、平成28年度における共済会補助金の交付及び退会餞別金の支給に関し、当該条例の制定後の処理についても検討を行うことが望まれる。</p> <p>なお、当該条例が制定されたとしても、当該条例が制定される前にすでに支給した退会餞別金については、引き続き給与条例主義を潜脱した状態にあると判断される可能性があると考えられる。その点についても市は十分に検討を行った上で、適切な対応を実施することが望まれる。</p>		
項目	③(意見)特命随意契約における委託先の適切な選定について	ページ	236～241
現状	<p>市は、福岡競艇場の設備保守業務を当該設備のメーカー又はその関係会社に、特別随意契約にて業務を委託している場合が多い。市は平成27年度の設備保守業務委託8件について、特命随意契約にて設備のメーカーまたはその関係会社と契約を締結している。市は、「福岡市の委託にかかる契約事務手続に関する要綱」に基づき、「特命随意契約による長期継続契約委託チェックリスト」を作成し、特命随意契約の妥当性について検討した上で決裁文書を起案している。</p>		
意見	<p>安易に特命随意契約が認められると、不適正な価格で契約が締結されてしまうおそれがあるため、特命随意契約を行うに当たっては、業務が「地方自治法施行令第167条の2に照らして妥当である」と客観的に説明できるかどうか、慎重に判断する必要がある。設備保守業務委託8件のチェックリストの「確認方法」では、「他に受託可能な業者がいる」という可能性を排除できず、特命随意契約の根拠としては、不十分である。</p> <p>検討してもなお特命随意契約が適切と考えるのであれば、その検討経緯や特命随意契約が適切である根拠を、説明責任の観点から詳細に文書化しておくことが望まれる。</p>		

項目	④（意見）宣伝業務委託契約の選定会議構成員の見直しについて	ページ	242～244
現 状	市は、ボートレースの宣伝に関して、宣伝業務の年間計画を策定した上で、業務ごとに委託先の企業を選定している。委託先は、コンペ方式による入札によって決定されている。採点は、事前に決定された評価項目について、企画選定会議の構成員が各企画コンペ参加業者を順位付けした上で順位点を集計し、検討を経て契約先を最終決定する。特に各企画コンペ参加業者の順位点の差が僅少である場合は、順位点の合計だけでなく、構成員同士が意見交換を行った上で契約先を決定している。		
意 見	<p>いずれの委託業務においても、企画選定会議の構成員は、全員経済観光文化局ボートレース事業部の職員で構成されている。コンペに複数回参加している業者も多く、選定を行う構成員とコンペ参加企業の担当者とは、顔見知りの関係となっている可能性があり、この状況は企画の選定における馴れ合いを招き、選定の公正性が保たれなくなる可能性がある。</p> <p>市は、コンペ方式による企画競争の実施に当たって、企画の選定を行う評価委員が市職員のみで構成される場合は、その過半数が事業を所管する部署以外の担当者であることを要請するなど、費用対効果も踏まえながら、望ましい選定会議構成員について検討することが望まれる。</p>		
項目	⑤（意見）予定価格と契約金額に著しい差額が生じた場合の対応について	ページ	244～246
現 状	市は、福岡競艇場建築及び建築設備点検業務委託契約について、指名競争入札を実施しているが、当該契約の設計額と契約額に大きな差額が生じている。予定価格は、財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課で仕様書が作成され、これを基に経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課において施設の延べ面積や貸与資料の有無が入力され、算定されたものである。		
意 見	<p>予定価格と入札額を比較すると、契約した業社だけでなく、他業者の入札額を考慮しても全体として予定価格の半額程度となっており、予定価格を大幅に下回っている。市は入札額が予定価格を大幅に下回った原因について調査し、判明した原因に応じて、適切な対応をとることが望ましい。</p>		
項目	⑥（意見）公有財産の賃貸にかかる相手方の公募の検討について	ページ	246～248
現 状	市は、競艇開催日の入場者に飲食物及び煙草並びに薬品類の販売をすることを目的として、福岡競艇場内の一部を貸し付けている。市は昭和28年9月の競艇場開設以来、継続して福岡料飲組合連合会に福岡競艇場の一部の貸付けを行っているが、市によれば、貸付先及び食堂・売店の運営業者について、これまで公募を行ったことはないとのことである。		
意 見	<p>食堂及び売店の運営のための公有財産の貸付けについて、長期にわたり公募を行わず1者のみに貸し付けている現状に鑑みると、他の業者の参入機会がなく、契約の公平性が確保できているとは言い難い。</p> <p>契約の公平性を確保するため、食堂及び売店の運営のための公有財産の貸付けを公募方式にすることを検討することが望まれる。</p> <p>また、ファンサービスの一環として、スタンドごとに業者を変えるなど、提供するサービスの多様性を確保することもあわせて検討することが望まれる。</p>		
（3）効果的かつ効率的な経営の推進に関する事項			
項目	①（意見）アンケートを活用した来場頻度の把握及びその改善策の実行について	ページ	249～250
現 状	ボートレース福岡は、アンケート実施に関してその実施頻度、対象者やアンケート内容等に明確な方針を設けておらず、主に大規模イベント時の来場者に対して実施している。		
意 見	<p>直近のアンケート内容を確認したところ、市は、いずれのアンケートにおいても、来場者の来場頻度をアンケート項目に織り込んでいない。このことは、例えば「リピーターを増やすための施策を検討する上で、来場者のニーズを来場頻度別に把握する」といった、有用な情報を得る機会を失っている可能性がある。</p> <p>市は、経営計画の中でも、来場者の実態把握のための定期的な調査を謳っており、その一環として、より有用なアンケートのあり方を検討することが望ましい。</p>		
項目	②（意見）有料指定席の稼働状況把握の検討について	ページ	251～254
現 状	ボートレース福岡場内には、入場料100円（場外のみ発売日は無料）に加え、追加料金を支払うことで座席を確保できる有料指定席、メンバーズルーム席やロイヤル席が設置されている。また、外向発売所であるベラボート福岡にも2種類の有料指定席がある。		

	<p>ボートレース福岡のメンバーズルーム席及びロイヤル席、並びにペラボート福岡の有料指定席については、座席の稼働状況が把握されている。</p> <p>しかし、ボートレース福岡の有料指定席については、「毎日どの程度の席数が利用されているのか」などのデータは集計されておらず、稼働状況が把握されていない。</p>		
意見	<p>有料指定席の稼働状況を把握していないため、市は施設の利用実態を把握できず、モーターボート競走事業を運営する上で、有効な意思決定に資する情報が不足している可能性がある。</p> <p>市担当者によれば、有料指定席券は発券機を用いて販売されており、検討したことはないが、発券システムに残っている情報から、稼働状況を把握できる可能性はあるとのことである。</p> <p>市は経営計画の中で、「お客様ニーズの把握」を目的とする調査を検討している。調査内容の詳細はまだ具体化されていないが、調査内容の中に有料指定席の利用状況や要望等を織り込むことも、有料指定席の利用実態を把握するための方策であると考えられる。</p> <p>有料指定席の需要の傾向を把握し、望ましい料金設定、サービス内容や座席数等を検討することが望まれる。</p>		
項目	③(意見)九州地区競艇施行者協議会と福岡県内競艇施行者協議会の統合の検討について	ページ	254～257
現状	<p>市は、モーターボート競走事業の施行者として、九州地区競艇施行者協議会及び福岡県内競艇施行者協議会に、創設時の昭和35年から所属している。</p> <p>両競艇施行者協議会の協議会会則を比較したところ、協議会の創設目的や協議項目等の内容に著しい類似が見られた。</p>		
意見	<p>目的や構成団体、協議会会則の内容等が著しく類似した団体が併存することは、事務負担が二重となり、効率性が阻害される可能性がある。</p> <p>両者を統合することにより、総会の手配や収入・支出事務等を一本化し、事務負担の軽減を期待できる。</p> <p>また、統合により、歳入及び歳出規模が増大するとともに、重複していた業務が解消されることにより、コスト削減が図られ、より充実した事業を実施するために用いることができるとも期待される。</p> <p>両競艇施行者協議会の設置趣旨や他の施行者の意見も踏まえながら、施行者協議会のあり方を検討することが望まれる。</p>		
項目	④(意見)ボートレース業界全体の収入を増やすための、競艇場ごとに異なるポイントカードの共通化について	ページ	258～259
現状	<p>市は、平成28年4月から「ペラ坊カード」というポイントカードを導入している。ペラ坊カードは、カードに入金(チャージ)するとキャッシュレスで舟券の購入ができ、入会金、年会費はゼロ円で、来場や指定席の利用、舟券購入額に応じたポイントが付与される。</p>		
意見	<p>当面の課題として、ポイントカードの他競艇場との相互利用を、福岡競艇場にて導入すべく、九州地区の他の競艇場と協議を開始することが考えられる。実際、キャッシュレスカード機能のないポイントカードの事例ではあるが、近畿地区4か所の競艇場(三国、びわこ、住之江、尼崎)がポイントカードの相互利用を導入している。</p> <p>さらに、長期的な課題として、全国共通のポイントカード制度の導入を目指すべく、関係者(一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会、一般財団法人BOAT RACE 振興会など)へ働きかけることが望ましい。</p>		

以上